

「地方制度調査会における審議内容に対する意見(案)」に対する非構成県提出意見の要旨

No.	案	意見	理由等
1	「1. 道州制導入の検討を進めるに当たって留意されるべきこと」に関して 道州制の議論は、今後その地域主権の社会を考えていく中で大変重要なものであり、この国のあり方やかたちをどのように変えていくのかについて、国民的な議論を尽くした上で決めていくべきもので、 まず、国は自らが責任を持ってその将来像を明確にすべき と考える。 この議論の視点として、 ・国の役割を外交、防衛など真に国が果たすべきものに重点化し、国と地方の役割を明確にしていくこと。 ・何より重要なことは、道州制によって、地域がどのように変わるのか、生活がどのように変わるのか、そうしたことが暮らしの向上につながるのかということ。 の二つを持ちながら、十分な検討を行う必要があると考えています。 なお、道州の区割案などについては、そもそもの国のあり方、その中で国と地方の役割や関係、地域主権の社会を構築する上での最適な行政体制などに関する十分な検討や議論を経て考えるべきものだと考える。		
2	以下の点について主張すべきであるとする。 ①道州制の導入による国の役割や組織体制の見直しに伴い、今後、例えば 国家公務員の道州への移管 といった公務員制度の見直しについても議論が必要となると考えられるため、この点について意見1(1)において言及しておく必要がある。 ②10月21日付け地方制度調査会第30回専門小委員会資料「道州制の制度設計に関する調査審議の概要」6(0)では、 知事の本選を禁止するとされているが、これは本来、道州の所管事務の範囲、知事と議会との関係や組織機構等をどこまで地域で選択できるようにするかといった論点とあわせて議論されるべき であり、これを意見(案)2(5)において言及しておく必要がある。		
3	相当広域な区域を持つ道州が、憲法で謳う地方自治の本旨に即した地方公共団体であるのかどうかの疑義がある ことから、 とりわけ住民自治の観点から、十分な議論が必要である旨を記載すべき である。 したがって、そのような議論のないなか、道州を地方公共団体と位置づける制度設計に関して意見を述べることにについては、慎重であるべきと考える。		
4	(リード文) 我が国が輝きを取り戻すためには、これまでの中央集権体制を見直し、 国民 や地方公共団体が自立した真の分権型社会を構築することが不可欠である。 1(2) 道州制を導入した場合、国民にどのようなメリット・デメリットがあるのかなど、その必要性や有効性に関して十分に議論を深め、できる限り分かりやすく 国民 に提示する必要があると考える。	(リード文) 我が国が輝きを取り戻すためには、これまでの中央集権体制を見直し、 住民 や地方公共団体が自立した真の分権型社会を構築することが不可欠である。 1(2) 道州制を導入した場合、国民にどのようなメリット・デメリットがあるのかなど、その必要性や有効性に関して十分に議論を深め、できる限り分かりやすく 地域住民 に提示する必要があると考える。	地方自治は、住民自治と住民自治を制度的に保障するための団体自治から成り立つものであり、ここでは、「住民」という表現の方が適切であると考えます。 道州制の導入により、第一義的に地域住民の生活にどのような影響があるのかを検証する必要があり、「国民」という総体的な表現よりも「地域住民」の方がより適切であると考えます。
5	1(2) 例えば、北海道における道州制特区の取り組みをモデルとして、地方制度調査会が示した国と地方の役割分担のメルクマールを踏まえ、道州制のメリット・デメリットを検証する必要があるのではないか。	また、北海道における道州制特区の取組は、地方制度調査会が示した国と地方の役割分担のメルクマールを検証する上でのモデルケースとしても有効であり、積極的に進めていくべきである。	案文では、道州制のメリット・デメリットについて分かりやすく国民に提示するための方策の例示として、北海道道州制特区を挙げているように読めるが、北海道は区域の変更がなく、国民が一般的に描く道州制のイメージとは異なると思われることから、国民に示す例示として北海道道州制特区を挙げることは適当でないのではないかと。 一方で、北海道は、道州制のモデル、特に、国と道州の役割分担を検証する上で重要であることから、修正案のような記載にしてはどうか。

「地方制度調査会における審議内容に対する意見(案)」に対する非構成県提出意見の要旨

No.	案	意見	理由等
6	1(3) 枠組みを先行させた議論を行わないこと 道州制が導入された場合と現状とを比較するため、地方制度調査会が多くの区域例を示すことは必要であるが、道州の区域案を絞り込むなど、枠組みを先行させた議論を行うべきではない。 区域の議論は、道州が担うべき役割を基本に、人口規模や財政規模、経済指標に限らず、地理的・歴史的・文化的条件等を勘案し、十分に検討することが必要である。 また、国が一方的に区域案を決定するのではなく、地域住民及び地方公共団体の意向を十分に反映する仕組みについても検討すべきである。	1(3)枠組みを先行させた議論を行わないこと 道州制が導入された場合と現状とを比較するため、地方制度調査会が多くの区域例を示すことは必要であるが、道州の区域案を絞り込むなど、枠組みを先行させた議論を行うべきではない。 2(3) 道州の区域について 道州の区域は 、道州が担うべき役割を基本に、人口規模や財政規模、経済指標に限らず、地理的・歴史的・文化的条件等を勘案し、十分に検討することが必要である。 また、国が一方的に 区域を決定するのではなく 、地域住民及び地方公共団体の意向を十分に反映する仕組みについても検討すべきである。 (4) 市町村の役割・権限の強化を図る方策を検討すること (5) 道州が担う役割に相応しい税財源が必要であること (6) 道州の議決機関と執行機関等について	「区域の議論は、～」以降の文章は、道州の制度設計において留意されるべきことであることから、「1 道州制導入の検討を進めるに当たって留意されるべきこと」とは別に、「2 道州の制度設計において留意されるべきこと」に記載する。
7	1(3)枠組みを先行させた議論を行わないこと。 道州制が導入された場合と現状とを比較するため、地方制度調査会が多くの区域例を示すことは必要であるが、道州の区域案を絞り込むなど、枠組みを先行させた議論を行うべきではない。区域の議論は、道州が担うべき役割を基本に、人口規模や財政規模、経済指標に限らず、地理的・歴史的・文化的条件等を勘案し、十分に検討することが必要である。	1(3) 区域割り を先行させた議論を行わないこと。 道州制が導入された場合と現状とを比較するため、地方制度調査会が多くの区域例を示しているが、道州の区域案を絞り込むなど、 区域割り を先行させた議論を行うべきではない。区域の議論は、 真の分権型社会の構築に向けて、広域自治体が担うべき役割を明確にするとともに、現行の都道府県の区域や制度での問題点や限界を明らかにした上で 、人口規模や財政規模、経済指標に限らず、地理的・歴史的・文化的条件等を勘案し、十分に検討することが必要である。	①「枠組み」という表現は、道州制の制度設計としての枠組みと混同しやすく、又、本項では区域の議論を述べている箇所であることから、明確に「区域割り」とした方が適切。 ②区域割りを「先行させた議論を行うべきではない。」との記述にもかかわらず、結果として区域の議論の先行につながりかねず、不適切であると考ええる。 ③区域の議論は、地方分権の視点から、広域自治体が担うべき役割に応じて検討すべきものであり、又、その役割は現在の都道府県の区域を超えた区域でないと本当に担うことができないのか、広域連合など現行の制度の活用のみでは、本当に限界があるのかなどといった検証も行う必要がある。 区域の議論を先行させないことを求める本項においては、それ以前に検討すべき点を丁寧に記述することが必要であると考ええる。
8	2(5) 道州の議決機関と執行機関のあり方は、道州の役割やその権限が一定明確となった段階で、様々なシミュレーションを行い、比較検討すべき課題である。	道州の議決機関と執行機関のあり方は、道州の役割やその権限が一定明確となった段階で、様々なシミュレーションを行い、比較検討すべき課題である。	分かりやすく簡潔に記述